

(別紙)

意見交換の要旨

(以下、発言者は、委員長：●、委員：○、裁判所の委員：▲、職員：△と表示)

1 成年後見制度の概要説明

- 成年後見制度の概要について、もう少し詳しく聞きたい点や、疑問点などあれば述べていただきたい。効果的な広報とする観点から、こういった場面で成年後見制度が利用できるのではないか、などを教えていただきたい。
- 一般的な質問で3点お尋ねしたい。1点目は、成年後見の申立てが年間でどれくらいの件数があるのか。2点目は、後見人には親族後見人と専門職後見人があるが、およそどのくらいの割合で振り分けられているのか。3点目は、親族後見人にするのか、専門職後見人にするのかの判断基準があれば教えていただきたい。
- △ 速報値のデータであるが、令和4年（1月1日から12月31日まで）の岐阜県内の申立件数は、いずれも概数で、後見開始の申立てが272件、保佐開始の申立てが57件、補助開始の申立てが23件である。令和3年は、後見開始の申立てが278件、保佐開始の申立てが69件、補助開始の申立てが27件である。成年後見制度を利用している者は、岐阜県内で約2,850人であるところ、後見人、保佐人及び補助人になっている者の主な割合は、親族が38.6%、弁護士が14.9%、司法書士が19.1%、社会福祉士が8.2%となっている。
- ▲ 親族と専門職とのどちらを選任するかについては、親族で後見人に適した者がいれば、本人の状況を一番良く理解しており、きめの細かい対応も期待できるため親族にお願いしている。一方、親族に後見人を引き受けてくれる者がいない場合や、親族では負担が重いケース、例えば多額又は複雑な財産を管理しなければならないケースや、遺産分割などで裁判手続きをしなければならない

などの法的な問題があるケースを中心に、弁護士、司法書士などの専門家にお願いしている。

- 裁判所への後見等開始の申立てに至らないところで、後見等開始の申立てをした方が良いケースが、まだ埋もれているのではないか。そう考えると、広報活動をもっと広めていく必要がある。
- 地方自治体が行った意識調査では、成年後見制度の内容まで知っている者は20%から25%、制度の名前だけは知っている者は50%ぐらい、制度自体を知らない者は25%から30%程度になっている。成年後見制度は、まだ十分に浸透していない状況であり、いかにして広報をしていくかについて皆さんに意見を伺いたい。
- 成年後見が必要となる一つ前の段階で、日常生活の自立支援事業がある。判断能力が不十分な者、あるいは知的障害者及び精神障害者の中で、保佐人や補助人を選任するまでに至らない者で、本人の希望で財産の管理、契約行為、日常の買い物支援に至るまでの契約を、市町村社協と県社協と本人との三者契約を結んで支援事業を行っている。この方達が成年後見制度利用の方へ移行していくので、そのような方達をつなげていけば良いのではないか。
- 医療従事者が困る場面として、病院としては治療が済んでいる患者に関し、退院後の生活をしていく上で、ケアマネージャーなどの介護支援者が付いている患者はそこに相談の窓口があるので良いが、支援者が付いていない患者については、どこに相談をつなげば良いのか分からなかったことがあった。医療従事者にも成年後見制度の情報を流していただけると助かる。
- 片方が認知症の老夫婦で、どうしても一人では介護をしていけない家庭もある。子供家族等が遠方にいたりする場合は、高齢者や障害のある方の援助をすることは大切である。また、言葉巧みに詐欺に騙されないように、防止策などを考えているが、こうした事も後見制度につなげていき、防止のために後見人の力を借りたい。

2 成年後見制度利用促進基本計画の概要説明

- 成年後見制度利用促進基本計画と地域連携において、もう少し詳しく聞いたい点や、疑問点などあれば述べていただきたい。
- 地域連携の観点からいえば、PTAは民生委員との関わりがよくある。高齢者や障害のある方達を、地域や行政や民生委員などの多くの目で見守っていくことが大事なのではないかと考える。後見人の仕事内容について、PTAや民生委員にも知ってもらいたい。
- 成年後見人の担い手である市民後見人について、各委員はどのようなイメージや感想を持たれたか。
- 岐阜県ではまだ、市民後見人に選任された者がいない。各務原市や岐阜県社会福祉協議会では、市民後見人の養成研修を行っている。養成研修ができる自治体及び団体を増やしていき、市民後見人を増やしていくべきである。
- 適切な親族後見人もいないというような、身寄りも余りなく、財産も余りない方で見守りが必要な方に対する後見人として、市民後見人が想定されているのではと考える。後見人が選任されるパターンとして、見守りが必要というよりは、遺産分割で揉めているとか、親族間で親の財産管理を兄弟に任せておけないとか、施設にいる方の親が亡くなった場合に、その施設にいる本人では何の判断もできないとか、交通事故で障害が残った場合等で、必要だから成年後見の申立てを行うというものが多いと考える。市民後見人が必要とされるような場面が余りなく、申立てをするきっかけとしては少ないため、利用実績もないと考える。もう少し市民後見人選任のハードルが下がれば、利用実績も上がるのではないか。また、後見人を選任するのも面倒だが、選任される側も一度選任されると、自由が利かなくなるという負のイメージがある。
- 弁護士会では、(後見人等の推薦)名簿を作成しており、研修等も開催している。裁判所から推薦依頼があれば、即座に候補者を立てられる態勢は整っている。

- 法的に重要な問題がある場合には専門職後見人を選任し、その問題が解決した後、それ以外の後見人にケースに応じて引き継ぐことができれば、市民後見人が担う余地が考えられる。皆さんの中で、市民後見人をやってみても良いと考える人はおられるか。
- 個人としては、やってみても良いと考える。ただし、中核機関のネットワークが大事で、地域の沢山の目で見守ることがないと続かない。岐阜県では9割の自治体で中核機関が設置されている状況なので、各協議会で、沢山の人が情報を共有することが大事だと考える。定期的な会議が開催されている自治体では、きめ細やかに本人の情報が共有されていると聞いている。
- 令和4年度に市民後見人を13名養成したが、その人達をどのように活用していくのかということが大切であるところ、地域ネットワークの中で、その人達をみんなで支えていくためには、行政や法曹関係者の後ろ盾が必要である。福祉の現場で思うのは、高い志の方にボランティアでやっていただいているが、ある程度の報酬もないといけないのではないかということである。また、せっかく研修を受けたのであれば、やりがいを持たせることも大事である。
- 裁判所に求めるることは、一つ前へ踏み出させてもらうことである。つまり、市民後見人の研修を終えた人達が、少しずつでも実際に選任されて、現場を踏んでいけるように協力をしていただきたい。
- 弁護士、司法書士が後見人になると、財産管理が中心となり、身上保護の面については手薄になるため、その点が成年後見制度利用者には不満があるのかもしれない。施設入所者については、施設職員に身上保護の面を任せることができるが、非施設入所者で親族がいない者については、後見人を複数選任し、財産管理に関することは専門職後見人に、身上保護に関することは市民後見人に任せるというやり方をすれば、もう少し市民後見人を活用できると考える。
- 市民後見人の研修を終えた方達が、いきなり選任されても難しい面があるので、最初は実績のある後見人のお手伝いをしていくところから始めるスタイル

で、徐々に確立していくのがソフトランディングではないかと考える。

- 後見人にいったん選任されると、めったなことでは交代できないと聞くと、市民後見人になることに及び腰になってしまふかもしれない、交代も比較的柔軟にできるような運用をしたら良いと考える。市民後見人もボランティアだけではできないので、市町村が後見人の報酬を支援する制度と同様に、金銭面で市町村が協力してくれれば、市民後見人の活用が増えるのではないか。
- 裁判所に求めることや、こういう取組をしたら良いのではないかという意見はないか。
- 地域連携ネットワークの中で、そこから孤立している者が多いのではないか。成年後見制度を地域に広く浸透させ、皆が成年後見制度を知っている状態になれば、孤立している者に気づいた者が、ネットワークにつなげてくれるという事が大事ではないか。
- 市民後見人が増えると、横領事件が増える可能性があると危惧する。事件となるのは、ここ10年間で数件ぐらいかと思うが、裁判所では後見人の横領について告訴すべき基準をどう考えているのか。
- ▲ 個別案件ごとに検討しており、金額についてはケースバイケースである。最近の親族後見人の場合は、ある一定以上の財産があれば、裁判所の許可がないと下ろせない、特別な預金か信託に財産のほとんどを預けてもらうことになっているので、多額の横領はできない仕組みとなっている。
- 後見人が判断に迷うグレーな部分、例えば入院や手術などの医療同意、積極的な延命措置を取るかどうかなどの医療同意に関しては、原則的には後見人はできることになっているが、このような全国的に後見人が判断に迷う事案について、統一的な見解やルールみたいなものを裁判所が示してくれれば、後見人も医療機関も困らないのではないか。
- 本日は、テーマに限らず様々な貴重な御意見を頂いた。今後の裁判所の運営

の参考にさせていただきたい。